

豊川市図書館貸出票等広告掲載募集要項

1 趣旨

豊川市図書館では、図書等の貸出の際に返却予定日などを記載して利用者にお渡しする貸出票、予約確認表及び在架確認票（以下「貸出票等」という。）に広告を掲載する事業者を募集します。

貸出票等に広告を掲載し、その広告掲載料で豊川市図書館等の蔵書資料の充実を図ることにより、図書館利用者のサービス向上及び地域経済の活性化への寄与を目的としております。

この要項は、掲載する広告を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 募集内容

(1) 募集広告主 図書等の貸出票等への広告掲載者

(2) 募集広告の内容

豊川市中央図書館、豊川市音羽図書館、豊川市御津図書館、豊川市一宮図書館、豊川市小坂井図書館及び豊川市生涯学習センター（４館）における図書等の貸出票等の表面に広告を掲載

ア 広告の大きさ 縦４cm×横６cm

イ 広告掲載の場所 貸出票等の下部に掲載

※ 別紙の貸出票等規格を参照してください。

(3) 広告事業者

貸出票等の下部に１広告掲載するものとし、最大３社の広告をローテーションで印字するものとします。

(4) 広告掲載期間

広告の掲載期間は、１月単位とし、最大１２か月とします。

(5) 広告の募集期間

前号に規定する広告の掲載期間の初日から起算して３０日前までに、豊川市教育委員会中央図書館に申込を行ってください。

3 広告掲載料

広告掲載料は、月額５，０００円です。

(消費税及び地方消費税を含む。)

4 応募方法等

(1) 申込方法

豊川市図書館貸出票等広告掲載申込書及び必要な書類（別紙）を添付して豊川市中央図書館へ提出してください（郵送可）。

(2) 提出書類

ア 豊川市図書館貸出票等広告掲載申込書

イ 同意書兼市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書

ウ 広告原稿（案）

エ 会社案内等（会社の概要が分かるもの）

オ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

カ 掲載広告のPDF形式のファイル

(3) 広告掲載者の決定

豊川市図書館貸出票等広告掲載申込書の内容を審査のうえ広告掲載の可否を通知します。

5 制限事項

次に掲げる者は、広告掲載の申し込みができません。また、豊川市図書館貸出票等広告掲載申込書に虚偽の記載があった場合は、申し込みを取り消すことができます

(1) 豊川市の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者（豊川市図書館貸出票等広告掲載申込書の提出から広告掲載者の決定までの間に指名停止を受けた者含む。）

(2) 掲載する広告について、別に定める広告の掲載に関する規程、法令等を遵守できない者

(3) 納期限までに広告料を納付できない者

6 広告掲載基準

広告主及び広告の内容については、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準及び豊川市図書館貸出票等広告掲載要領の規定を適用します。

7 問い合わせ先

豊川市中央図書館業務係

〒 4 4 2 - 0 0 6 8

豊川市諏訪 1 丁目 6 3 番地

T E L 0 5 3 3 - 8 5 - 5 5 3 6

F A X 0 5 3 3 - 8 5 - 5 5 1 2

貸出票等広告規格

1 大きさ

縦 4 cm×横 6 cm

2 広告位置

発行する貸出票等の表面下部（下図イメージ図参照）

3 掲載広告使用色 黒 1 色

【イメージ図】

貸 出 票		
貸出日	2010/10/10	
貸出者	99999999	
貸出館	中央	
貸出資料	返却期限日	
図書	9999999999	2010/10/17
	〇〇〇〇	
図書	9999999999	2010/10/17
	△△△△	
図書	9999999999	2010/10/17
	□□□□	
ご不明な点がございましたら、図書館までお尋ねください。		
広告枠		

6 cm

4 cm

年 月 日

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

広告掲載希望期間 年度（ 年 月～ 年 月）	
広告の概要 ※広告で使用するフレーズなど	
広告主の概要 ※事業内容や活動内容など	
申し込みに係る担当者等 担当部署 担当者氏名 T E L F A X E-Mail	
添付書類 同意書兼市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書 広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要が分かるもの） 市長が必要と認める書類	
備考 申し込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、豊川市図書館貸出票等広告掲載要領及び豊川市図書館貸出票等広告掲載募集要項の規定を遵守します。	

広告掲載を希望される皆様へ

豊川市は、民間企業等との協働を図りつつ、新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として、広告掲載事業を実施しています。

広告掲載にあたりましては、豊川市広告掲載要綱及び豊川市広告掲載基準において必要な事項を定めておりますが、広告掲載を円滑に完了するため、教育委員会中央図書館が皆様の市税及び国民健康保険料（税）に関する情報を豊川市財務部収納課に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

豊川市広告掲載基準（抜粋）

（広告を掲載しない業種等）

第3条第2項第7号 市税及び国民健康保険料（税）の滞納のある者

同意書

年 月 日

この度、広告掲載の申請を豊川市にするにあたり、豊川市教育委員会中央図書館が当方の市税及び国民健康保険料（税）の滞納の有無に関する情報を豊川市財務部収納課に照会・確認することに同意します。

申請者

氏名（社名）

住所（所在地）

市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書（広告掲載事業用）

年 月 日

財務部収納課長 殿

教育委員会中央図書館長

上記の同意書に係る申請者の市税及び国民健康保険料（税）について、滞納の有無を回答願います。

市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書（広告掲載事業用）

年 月 日

教育委員会中央図書館長 殿

財務部収納課長

上記照会に係る申請者の市税及び国民健康保険料（税）について、下記のとおり証明する。

記

滞納の有無

有 ・ 無